

## 執行担当理事に関する規定

平成 19 年 3 月 22 日 作成

### (目的)

第一条 本規定は、本会における事業およびその他の業務を円滑でかつ効果的に行うための業務執行責任者として、執行担当理事を定め、その役割と権限および責任を示すことを目的とする。

### (種類)

第二条 執行担当理事の種類を以下とする。

- (1) 総務財務会計・・・会員入退会、事務局の設置、予算決算の総括、財務法務など
- (2) 事業企画戦略・・・新規事業の企画、外部機関との提携、シンポジウム開催など
- (3) 実用化推進事業・・・実用化プロジェクト、製造業ユーザ開拓、技術普及など
- (4) 標準化推進事業・・・標準仕様開発、P S L Xフォーラム、国際規格調整など
- (5) 技術交流事業・・・学術機関との連携、海外技術調査、海外向情報発信など
- (6) 基盤整備事業・・・共通技術開発、ソフトウェア開発、プラットフォーム整備など
- (7) ユーザ教育事業・・・製造業ユーザセミナー、教材開発、技術認証事業など
- (8) 広報出版事業・・・関連技術の翻訳事業、技術仕様書および解説書の出版など

### (職務)

第三条 執行担当理事は、第三条で定める業務についての執行の権限と責任をもつ。

2. 執行担当理事は、担当業務に関する該当年度の事業計画および予算を作成し、理事会へ提示する。

3. 執行担当理事は、担当業務に関する該当年度の事業報告および決算報告を作成し、理事会へ提示する。

### (選任)

第四条 業務執行責任者は、該当期の理事の中から理事会の互選により選任する。

2 業務執行責任者の任期は1年とする。ただし再任はさまたげない。

3 業務執行責任者が理事でなくなった場合には、その時点で資格を失う。

4 業務執行責任者に欠員が出た場合は、理事会はすみやかに新しい業務執行責任者を選任しなければならない。後任者の任期は、前任者の残り期間とする。

### (付則)

本規定は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

以上